

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	医療法人 香林会
法人所在地	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番18号
法人種別	医療法人
代表者氏名	伊佐 泰 樹
電話番号	093-617-0173

2 事業所

(1) 支援事業者の指定番号 及び サービス提供地域

事業所名	香月介護支援センター
所在地	北九州市八幡西区香月西三丁目10番20号
管理者氏名	友 永 かおり
電話番号	093-619-2135
FAX番号	093-618-7331
事業者指定番号	4070700176
サービス提供地域	八幡西区・中間市

(2) 事業所の職員体制

勤務体制	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1人		1人	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとします。
主任介護支援専門員	1人		1人	利用者からの相談に応じ、及び利用者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成します。

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	9:00 - 17:00
土曜日	9:00 - 12:30
営業しない日	日曜日・祝日・8/13-15・12/30-1/3

3 事業の目的と内容

(目的) 医療法人 香林会が開設する香月介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(事業内容)

- 利用者からの居宅サービス計画作成依頼に対する相談対応事業所内相談室又は利用者宅において行います。
- 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとします。使用する課題分析票の種類は、独自方式とします。
- 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを利用するうえでの留意点

等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(4) サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとします。開催場所は利用者宅、又は病院、施設等とします。

(5) 居宅サービス計画の確定

居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又は家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得るものとします。

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。訪問頻度は最低月1回、モニタリングは1ヶ月1回行います。

4 運営方針

当センターは、次のような方針で運営しています。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業所の開始にあたって、利用者に前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を文章により説明を行います。
- (6) 事業の実施にあたっては利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5 利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

居宅サービス計画作成	要介護 1・2	11,088円
	要介護 3・4・5	14,406円

初回加算	3,063円
入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,552円 (Ⅱ)2,042円
退院・退所加算	1回 6,126円・2回 7,657円・3回 9,189円
〃 (カンファレンス以外)	1回 4,594円・2回 6,126円・3回 9,189円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円
通院時情報連携加算	510円

※ 地域区分の単価(7級地 10.21円)を含んでいます。

(2) 交通費

2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費も徴収しません。

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌日10日までにご利用者に請求し、ご利用者は、翌日末日までに現金にてお支払して頂きます。

(4) 領収書の発行

事業者は、ご利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

6 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7 緊急時の対応

サービスの提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録していきます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 秘密保持

当センターが知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

当センターが業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を雇用契約の内容としています。

10 虐待の防止に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していきます。
- (2) 虐待防止のための指針の整備、研修を定期的 to 実施します。
- (3) 上記に掲げる措置を適切に実施するため責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 管理者 友永かおり

11 感染症及びまん延防止のための対策

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について事業所内で周知徹底していきます。
- ・ 感染症及びまん延の防止のための指針の整備・研修会及び訓練を定期的 to 実施します。

12 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的 to 実施・定期的に業務継続計画の見直しと変更していきます。

13 サービス利用にあたっての禁止事項について

職場においてもハラスメント防止にとりくみ、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。利用者や家族等から職員に対して、暴言、暴力行為、脅迫行為、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

14 情報開示

利用者や家族から、サービス提供記録を求められた場合、すみやかに開示いたします。

15 相談窓口・苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所・ご利用相談室	窓口担当者 友永 かおり ご利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話相談 面談
-------------	--

★ 公的機関においても、相談や苦情申し出ができます。

八幡西区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当 地域包括支援センター 八幡西 5 地域包括支援センター 八幡西 6	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 TEL 093-642-1446 FAX 093-642-2941 TEL 0120-059833 TEL 0120-139833
中間市役所 介護保険課	〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 TEL 093-244-1111 FAX 093-244-0579
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課・介護サービス相談窓口	〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

対応時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 ～ 午後 5 時

居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>	所在地	北九州市八幡西区香月西三丁目10番20号
	事業者名	医療法人 香林会 香月介護支援センター
	代表者名	伊 佐 泰 樹 印
		(指定事業所番号 4070700176)
<説明者>	所 属	香月介護支援センター
	氏 名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>	氏 名	印
<利用者代理人(選任した場合)>	氏 名	印